

東大阪市公告第147号

次に記載の者はその住所などが明らかでないため、送達すべき書類を送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公告する。当該書類は、本市市民生活部医療保険室保険料課において保管し、該当者が申出をしたときは、いつでも交付する。

なお、該当者の申出のなかったときは、高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、令和8年8月5日に当該書類の送達があったものとみなされます。

令和8年7月29日

東大阪市長 野田 義和

該 当 者 （送達を受けるべき者）	氏 名 （名 称）	別紙のとおり
送達すべき書類を特定するために必要な情報		令和7年度後期高齢者医療保険料関係書類 （令和8年度：東大阪市保第1586号）

納付義務者の氏名
武本 壽子

納付義務者の氏名
赤土 一枝